

第三者委員会 御中

委員長 竹 内 朗 殿

委 員 五 味 祐 子 殿

委 員 山 口 利 昭 殿

令和7（2025）年7月5日

中居正広代理人

〒100－0005

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル225区 東京丸の内法律事務所

弁護士 長 沢 美智子

弁護士 笹 本 摂

弁護士 遠 藤 友 規

弁護士 菱 山 光 輝

〒108－0073

東京都港区三田3－11－36

三田日東ダイビル7階

一色法律事務所・外国法共同事業

弁護士 長 沢 幸 男

貴委員会に対する釈明要求のご連絡（３）

前略

貴委員会より令和７年６月３日付貴回答書（以下「貴回答書②」といいます。）をいただきましたが、貴回答書で何ら真摯なご回答をいただけませんでした。それと相前後して、当職らからも貴職らに対し、非公開で会話ができないのか、直接お会いできないのか、という申し入れをさせていただきました。当職らの思いとしては、お会いすることにより、当職らの有する貴委員会の問題点と思われる情報を貴職らにお渡しすることが可能であり、かつそのことがその問題点の解決のためになるとも思い、やりとりをしてきましたが、貴委員会からは真摯な回答もないまま現在に至っております。このような結果については、強い憤りを禁じ得ません。

貴委員会は警察・検察・裁判所ではありません。司法手続において不利益を課される場合に用いられている弁明や弁解の機会も与えられず、一方的なヒアリングによる偏った資料により「性暴力」者と断罪されました。かつ第三者委員会には救済手続も全くなく、名誉を侵害された者の回復の手段がありません。それにもかかわらず、当職らの再三の釈明要求に対して、貴委員会は不誠実な態度を取り続けています。まさに「言いっぱなし」です。本事案は、当事者同士ではすでに示談が成立し、実体的に紛争は解決していました。貴委員会は、貴委員会が主眼とするフジテレビの企業統治の検証を目的とするために、調査協力者、かつすでに解決済みの当事者双方の人権を犠牲にして、その目的を達成しようとしてきました。まさに当事者双方の人権は、貴委員会のその目的のために献上・貢物にされたに等しいです。加えて「性暴力」という言葉が持つインパクトが大きいがゆえに、一方当事者にはその確認がなされたものの（本調査報告書 26 頁）、他方当事者にはその確認さえもされず、弁明・弁解の機会が一切与えられませんでした。貴委員会が「性暴力」と認定し、かつ公表したことは、当職らとしては到底受け入れることができません。

そこで、本調査報告書及び貴委員会からの５月２２日付貴回答書（以下「貴回答書①」といいます。）につき、当職らの疑問点を別紙のとおり述べさせていただきます。

また、貴回答書②によると、貴委員会と当職らの見解に大きな相違があること及び二次被害を理由として回答を拒否されましたが、これは手続的公正さを著しく欠くものであり、直ちに真摯に回答することを求めます。

別紙概要

これまでの当職らの指摘と貴委員会の釈明から、本調査報告書には、事実が恣意的に変更されていたり、事実と異なる内容が記載されていたりすることが、明らかになってきました。それと軌を一にして、フジテレビジョンにおける懲戒処分等では「関係者に対する懲戒処分等もまた、人権に関わる問題であるという認識のもと」、貴委員会の報告書に無批判に依拠するのではなく、改めて外部の弁護士による事実確認が行われ、「WHO の定義を使用しない」判断が行われています。これらの点からも、当職らの指摘のとおり本調査報告書の内容に重大な瑕疵が内在していると考えています。

1 見解の相違を理由とする回答拒否について

当職らが、釈明を求めているにもかかわらず、貴委員会が一切の回答を拒否することは、貴委員会による当職らの適正な権利行使に対する封殺です。

2 二次被害を理由とする一方的な回答拒否について

当職らが釈明を求めている各論点は、相手方女性の二次被害にあたる要素はありません。また、人権救済に対する回答拒否は中居氏にとっては「一次被害」と呼べるものです。貴委員会が二次被害を懸念されるならば、貴委員会が配慮を行いつつ説明責任を尽くしていただければよいものです。

3 貴委員会のヒアリング手法（パワハラ疑惑）及び中居氏へのヒアリングについて

◆当職らの調査によると、貴委員会によるヒアリングでは高圧的・威圧的な追及があり、「パワハラ」や「セクハラ」と感じた社員も存在し、貴委員会に対し複数の社員が、証拠に基づいて是正の申入れが行われています。そして、ほどなく貴委員会の委員 1 名が辞任した事実が確認されています。

◆中居氏に対する 6 時間のヒアリング中にも、発言が遮られる場面が多々あり、また補足訂正の余地もなく、間髪入れず次々と質問が投げかけられ、中居氏による提示証拠の受領も拒否されました。さらに、要請した再度のヒアリングは事実上許可されず、電話によるわずか 30 分程度の聞き取りで終わりました。貴委員会が当職らへの開示を拒む音声データにはそのことが記録されているはずです。

◆貴委員会によるヒアリングでは、中居氏に対して「なんで女性と食事をするんですか」「女性と食事をするのが好きなんですか」等、一般的・抽象的で意味不明な、執拗な詰問があったとのこと。貴委員会の「性暴力」の広範な定義によれば、その

質問態様自体が中居氏に対する「性暴力」（セクシャルハラスメント）に該当するものです。

◆貴委員会の調査による証拠の中には、「パワハラ」や「セクハラ」によって収集したものが含まれており、断片的かつバイアスがかかった信頼性・中立性に欠ける証拠が多数存在し、これらが「性暴力」認定の基礎の一部となっている可能性があると思料します。

4 貴委員会のヒアリングにおける情報流出について

当職らの調査によると、貴委員会がフジテレビ社員に対してヒアリングを実施した際に、別のヒアリング対象社員が回答した内容を、「〇〇さんはこう言っています」といったように、本人の同意なく流出させた事実が確認されています。貴委員会が守秘義務範囲を誤認し、報告書で無断開示した事実を当職らは既に指摘していますが、情報取扱ポリシーについても杜撰極まりない運用がなされていたという懸念があります。

5 貴委員会の委員の1人である五味裕子氏の利害関係

貴委員会の委員の1人である五味祐子氏（以下「五味氏」といいます。）はある企業の社外監査役に2019年5月より就任し、本年5月には5年目を迎えました。当該企業はフジテレビにとって、CM出稿を行う取引先であるところ、本年1月17日のフジテレビの記者会見の後の1月20日に、同社のCMをフジテレビで放映することを差し止めることを明らかにしました。これにより、選任当時、具体的な広告料支払い関係の具体的な紛争が当該企業とフジテレビの間に顕在化していたといえ、貴委員会は五味氏を選任すべきではなく、また五味氏は、このような疑わしい利益相反を抱えている以上、貴委員会の委員の就任を拒否すべきであったのではないかと考えます。

6 本調査報告書が日弁連の第三者委員会ガイドラインに違反し、その全部または一部が「A&S」なところに対し、事前に開示・共有されていたのではないかという疑い

当職らが依頼したデジタルフォレンジックの結果、貴委員会は、取締役会への提出前に、本報告書を「A&S」なる団体または個人に対して提供をした痕跡がみつかりました。また、その後、貴委員会はこの痕跡が残る報告書ファイルを差し替えて痕跡が消去されたこともわかりました。このような経緯は報告書に記載がされておきませんが、どのような経緯によるものか明らかにして下さい。

7 貴委員会の権限と限界について

第三者委員会は私的・時限的な調査機関であって、刑事・民事判断を下す司法機関ではありません。調査協力者への評価・制裁は、本来、第三者委員会に付与されていない

権限です。貴委員会の中立性・公正性を欠いた不誠実な対応が、第三者委員会制度そのものの信頼を揺るがすようなことは絶対にあってはなりません。

別紙

1 見解の相違を理由とする回答拒否について

当職らは、貴委員会からの貴回答書①を受け、WHO の定義を用いることの不当性、「業務の延長線上」と拡大解釈が行われていること、調査範囲に一方的な変更があること、守秘義務の対象に誤認があること等について、貴委員会に釈明を求めているにもかかわらず、これらの点について回答を拒否することは、当職らの適正な権利行使に対する貴委員会による封殺です。少なくとも上記の点のうち、貴委員会による調査において、調査範囲が当初の説明から一方的に変更がされたこと、守秘義務の対象に誤認があったことについては、見解の相違の問題ではなく、明らかな事実と異なることへの指摘です。

また、そもそも第三者委員会は、その調査対象とすべき会社以外の調査協力者に対する人権侵害はあってはならないのです。今回のように、第三者委員会の報告書により名誉棄損等の人権侵害を受けたと訴える者がいる場合、何らかの救済手続が保障されるべきで、その保障の手段が欠けている現状の第三者委員会制度のもとにおいては、せめて貴委員会は人権侵害をしたことに対し説明責任を尽くすべきです。全てを見解の相違などと言って逃げてはいけません。奇しくも、貴委員会が扱った本件事案は、人権侵害を受けたと訴えた者に対する会社側の対応の不備を問題としたものだったのではないのでしょうか。

そもそも貴委員会より回答をいただいておりますので、貴委員会の見解自体が分からず、現状は見解の相違以前の問題となっています。仮に見解の相違があるとした場合であっても、貴委員会はその相違を埋めるべく、人権侵害を受けたと訴える者に対し、説明責任を尽くし、誠実に対応すべきです。

2 二次被害を理由とする一方的な回答拒否について

当職らは、あくまで中居氏の名誉回復のため、貴委員会に対し釈明を求めています。実際、当職らが釈明を求めている各論点は、相手方女性の二次被害にあたる要素はありません。もちろん、いかなる案件であっても二次被害が起こってはなりませんが、二次被害にあたる要素が見当たらない論点についての回答を求めている現状において、一方的に回答を拒否することは許されません。

また、人権救済に対する回答拒否は、中居氏にとっては「一次被害」と呼べるものです。貴委員会が二次被害を懸念されるならば、貴委員会が配慮を行いつつ説明責任を尽くしていただければよいものです。貴委員会が、二次被害を理由として当職らの釈明請求への回答を拒絶されるのであれば、第三者委員会報告書においても当該事項を一切公表すべきではなく、ましてや同内容を取り上げて記者会見まで行うことは許容されneいはずでず。かかる対応は、貴委員会が自己矛盾に陥っているものと言わざるを得ません。

3 貴委員会のヒアリング手法（パワハラ疑惑）及び中居氏へのヒアリングについて

（1）高圧的・威圧的でなかったか

貴委員会によるヒアリングについては、2025年3月当時、かなり高圧的なヒアリングが行われ、「これってつまり上納ですよ」と詰め寄られたとか、「最初から調書ができていて、それにサインするような聴き取り方」であったとか、「捜査機関が冤罪を生むときのようなやり口」だった等とする報道¹が流れていました。

中居氏本人も、自分の考えを述べようとしてもそれが遮られる場面もあり、ヒアリングという不慣れな状況において、3人の質問者から次々と質問をされ、思うような話ができなかった、と述べています。補足や訂正の機会が十分に与えられることもなく、間髪入れず次々と質問が投げかけられ、進行していったとのこと。実際、当職らの5月30日付書面にて説明したとおり、中居氏が本事案の把握に必要な証拠を貴委員会委員に提示しようとしたところ、これを見ることもなく拒まれたといえます。また、貴委員会によるヒアリングでは、中居氏に対し、本件と直接の関係なく、「なんで女性と食事をするんですか」「女性と食事をするのが好きなんですか」等、一般的・抽象的で意味不明な、執拗な詰問があったとのこと。貴委員会の「性暴力」の広範な定義によれば、その質問態様自体が中居氏に対する「性暴力」（セクシャルハラスメント）に該当するものです。

さらに、中居氏によれば、貴委員会によるヒアリングでは、本件に直接関係があるかどうか不明な、ある著名人についての質問も受けたとのこと。その際には、さすがに、「（その著名人の）プライバシーもあり、本人への確認もなく回答することはできない」旨の回答をしたところ、貴委員会の委員からは、「答えられないんですね」、「答えられないということでもいいんですね」と、まさに高圧的で、かつ回答を曲解したような言い方で詰問される場面もあり、中居氏はそれを「威圧」と感じたとのこと。

上記のような中居氏に対するヒアリングの状況が真実でないというのであれば、6時間のヒアリングデータを当職らに是非提出してください。

中居氏としては、1回目のヒアリングにおいて、上記のとおり、矢継ぎ早に質問が投げられ、補足や訂正の機会も十分与えられなかったため、当時、自分の思いが伝わらなかったのではないかとというもどかしさと漠然とした不安を覚え、中居氏本人から再度ヒアリングを貴委員会に要請したとのこと。

¹ TBS NEWS DIG 2025年3月28日(金) 18:38

「【独自】『これって上納ですよ』フジ第三者委による調査の裏側 アナウンサーは全員聴取の対象に…31日に報告書発表へ」

<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/1819818>

ところが、貴委員会は2回目のヒアリングは行うとしても「だいたい先になる」と回答し、事実上は許可をしなかったに等しい扱いを行い、電話によるわずか30分程度の聞き取りを行ったにすぎませんでした。その30分話した電話の内容すら、本調査報告書には記載がなされませんでした。

そして、電話による聞き取りの際に、中居氏は1回目のヒアリング態様が酷かった印象を持っていたので、「あのような威圧的・高圧的なことはよくないです。あのような聞き方はあんまりじゃないですか。不健康です。」とする旨の抗議をしたところ、貴委員会委員は「あの場面ですよね。」と威圧的・高圧的であることを自覚する旨の返答をしたに終わり、それ以上に威圧的・高圧的なところを改めることもなく、また中居氏に対し弁明・立証の機会を設けようとしませんでした。

当職らの調査によれば、中居氏に限らず、貴委員会によって行われたヒアリングは、すでに貴委員会によって作成されていたストーリーに引き寄せる誘導尋問に近い態様で行われたり、非常に高圧的な態様で行われたりしたため、中にはそのヒアリング自体が「パワーハラスメント」や「セクシャルハラスメント」だと感じたフジテレビ社員がいたり、「最初から調書ができていて、それにサインするような聴き取り方」だったということを述べる社員がいたりしたということなのだと思います。

これらの調査手法の問題を受け、複数のフジテレビ社員が貴委員会に苦情と是正の申し入れを行っています。その後、時期をほぼ同じくして委員の一名が「一身上の都合」を理由に辞任した事実が当職らの調査により確認されています。このような事実は上記報道と軌を一にしており、貴委員会によるヒアリングの手法については、中立・公正な立場に立って、ヒアリングの対象者から話を聞いているのか、極めて疑問があります。具体的には、貴委員会の調査による証拠の中には、「パワーハラスメント」や「セクシャルハラスメント」によって収集したものが含まれており、断片的かつバイアスがかかった信頼性・中立性に欠ける証拠が「性暴力」認定の基礎となっている可能性があるのではないかと思料します。

(2) 必要な調査が行われたか

中居氏のヒアリングは本年3月9日と30分の電話にて行われただけで、本調査報告書の公表が同月31日であり、公表までに報告書を仕上げる時間を考慮すると、中居氏にとって反論の機会も与えられることなく、極めて短時間のうちに、不利益な判断がなされたことになり、ヒアリング以前から、すでに貴委員会は結論を決めていたように見えます。

4 貴委員会のヒアリングにおける情報流出について

当職らの調査によると、貴委員会は、フジテレビ社員へのヒアリングの際に、別のヒアリング対象者が回答した内容を、実名や特定される情報とともに本人の同意なく伝達

して、ヒアリング内容を流出させています。上司、部下または同僚が、貴委員会に対してどのように回答をしているかを伝達することで、貴委員会は、事前に決めた結論を得るために、誘導尋問を行っていると思われます。貴委員会は、ヒアリング対象者に対し、いかなる情報取扱ポリシー（守秘義務、目的外利用の禁止、情報の再提供範囲等）を提示し、同意を取得したのでしょうか。具体的文書名、同意取得方法（書面・口頭など）を明示のうえ、ご説明ください。ヒアリング対象の社員が第三者委員会だけに話した内容が、第三者委員会によって勝手に切り取られ、別のヒアリング対象者に流出させられているというのは、対象者の発言にバイアスがかかり、中立・公正なヒアリングとは言い難いと考えられますが、どのようにお考えでしょうか。

また、情報取扱ポリシーについて、貴委員会と中居氏との認識についても食い違いがあると思われますので、貴委員会の認識する、中居氏との情報取扱ポリシーの内容及びそれが事前に中居氏に承諾されていたことを、確認させていただくよう求めます。実際、貴委員会が守秘義務範囲を誤認し、秘密事項が勝手に公開されたことを、当職らは指摘していますが、情報取扱ポリシーについても、正しく運用されていない懸念があります。

5 第三者委員会の委員の1人である五味氏の利害関係

本調査報告書は、K 弁護士には株式会社フジテレビジョン（以下「CX」といいます。）の継続的業務委託契約が締結された弁護士であるから、中居氏の代理人に就任することは CX との間で利益相反の可能性があると指摘しており（本調査報告書 46 頁）、利益相反については、明確な基準をもって調査に臨まれたことが理解できます。

ところで、貴委員会のメンバーの一人である五味氏はある企業の社外監査役に 2019 年 5 月より就任し、本年 5 月には 5 年目を迎えました。本件では、当該企業と CX の間では、当該企業は CM を CX に依頼を行っている取引先です。本年 1 月 17 日の CX の記者会見の後、当該企業は同社の CM を、CX により放映することを同年 1 月 20 日に放映することを差し止めることを明らかにしました。これにより、具体的な広告料支払い関係の紛争が当該企業と CX の間に顕在化していたと言えます。ところが、株式会社フジ・メディア・ホールディングス（以下「FMH」といいます。）の開示情報によると、第三者委員会の設置の決議が行われたのは令和 7 年 1 月 23 日であり、同日 3 名の委員の選任も行われており、開示情報によると、五味氏と FMH との間には利害関係はないとされて委員に選任されています（本調査報告書 2 頁）。しかし少なくとも選任時は、利害関係はある可能性が高かったといえます。

CX と当該企業との間の具体的な紛争が委員選任時点で顕在化していた以上、仮に当該企業から就任についての承諾を得ていたとしても、本件における第三者委員会の重要性、その位置づけからして、中立性・公正性を重視・優先させるべきであったのであり、この

ような疑わしい利益相反を抱えている以上、貴委員会の委員の就任を拒否すべきであったのではないかと当職らは考えます。

6 調査報告書が日弁連の第三者委員会ガイドラインに違反し、その全部または一部が「A&S」なところに対し、事前に開示・共有されていたのではないかとこの疑い

本件では、当職らが、デジタル調査の専門家に依頼し、関連するファイルについての疑念について調査を行ったところ、以下の報告を受けました。

令和7年3月31日にFMHによって、貴委員会から調査報告書を受領した旨が開示され、調査報告書が公表されました。この当日公表された調査報告書であるが、デジタル調査の専門家に調査を依頼した結果、実際に作成されたタイミングは、3月31日午前0時40分と記録されていることが分かりました。

貴委員会の報告書は、FMHの適時開示によると、3月31日開催された臨時取締役会に提示・受領され、夕方貴委員会による記者会見が行われており、本調査報告書も公表されたと考えられるから、このファイルが示す生成された時間は、実際に調査報告書が取締役会に提出される8時間以上前です。

日弁連の第三者委員会ガイドラインでは、第2部指針、第2「第三者委員会の独立性、中立性についての指針」として、3「調査報告書の事前非開示」という項目を設け、「第三者委員会は、調査報告書提出前に、その全部又は一部を企業等を開示しない。」と定めています。したがって、この本調査報告書がガイドラインに従って作成されたのであれば、第三者委員会の委員のみが保有していたこととなりますが、この「当初公表版調査報告書」のデータファイルのタグを調べてもらったところ、この「当初公表版調査報告書」のデータファイルのタグには「作成者」として貴委員会に含まれているとは思われない「A&S」という略称のところが記録されていること判明しました。

これは貴委員会の本調査報告書の作成過程において、貴委員会の委員以外の第三者が関与していることを強く推認させる証拠です。「A&S」という略称が意味するものは何かは極めて重要だと思料されます。

「A&S」が何であるかは当職らには判断しかねますが、渥美坂井法律事務所（通称「A&S」）の様々な公表物について調査を行った結果、偶然の一致なのかその経緯は不明であるが作成者が同様に「A&S」となっているものが多数見つかりました。「当初公表版調査報告書」のデータファイルのタグに記録されていた「A&S」との関係は不明ではありますが、少なくとも第三者委員会は、「当初公表版調査報告書」のデータファイルのタグに記録されていた「A&S」は誰なのかを明確にすべき義務があり、本調査報告書に記載されていない会社関係者に対して調査報告書が公表前に会社側と繋がる人物に共有されていたことを強く疑わせる事実となるので、これについての独立性、公平性を明確にすべきであると思料します。なお、「当初公表版調査報告書」とあえて記載したのは、「公表版調査報告書」は、3月31日時点のものから、4月30日には、「A&S」の痕跡の無い「公表版調

査報告書」にすり替わっているほか、本件調査に関連する他のニュースリリース等についても4月～5月にかけて差し替えが行われていることが確認されるので、穿った見方をすれば、この「A&S」を隠蔽したともいえる事実が確認されています。

7 貴委員会の権限と限界について

(1) 日弁連のガイドラインの趣旨

「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます。)は、企業(依頼主)と第三者委員会との関係を厳格に規律し、第三者委員会の独立性を確保することで、最終報告の信頼性を担保するために定められたものです。また、第三者委員会は、基本原則にあげられているように、依頼主である企業のために企業のガバナンス上の課題を第三者的視点で洗い出すことが目的とされており、本ガイドライン「第1 1 (3) 事実の評価、原因分析」の脚注1にあるように、関係者の法的責任追及を直接の目的にする委員会ではありません。

(2) 調査協力者に対して断罪する規定の欠如

本ガイドラインでは、調査協力者と第三者委員会との具体的な関わり方についての定めはありません。また、本ガイドライン「第1 1 (2) 事実認定に関する指針」の脚注4にあるように、事実認定をするにあたっては「その影響にも十分配慮」しなければなりません。調査協力者への評価・断罪は、貴委員会に本来付与されていない「越権行為」であることを示唆します。

(3) 貴委員会の越権行為

本件において、貴委員会は、本来善意で調査に協力した協力者である中居氏を、事実認定・評価の対象として「性暴力」者と断罪し、社会的信用を損なう結論を示し、記者会見まで行い、広く世の中に公表しました。これは明らかに本ガイドラインの想定範囲を超える人権侵害行為ですので、越権行為の結果、中居氏に生じた不当な不利益について責任を負うべき立場にあります。

貴委員会は警察・検察・裁判所ではありません。司法手続において不利益を課される場合に用いられている弁明や弁解の機会も与えられず、一方的なヒアリングによる偏った資料により「性暴力」者と断罪されました。かつ第三者委員会には救済手続も全くなく、名誉を侵害された者の名誉回復の手段がありません。まさに「言いっぱなし」です。

強調したいのは、本事案は、当事者同士ですでに示談が成立し、実体的に紛争は解決していたのです。ところが、貴委員会は、貴委員会が主眼とするフジテレビの企業統治の検証を目的とするために、調査協力者、かつすでに解決済みの当事者双方の人権を犠牲にして、その目的を達成しようとしてしました。まさに当事者双方の人権は、

貴委員会のその目的のために献上・貢物にされたに等しいです。加えて「性暴力」という言葉が持つインパクトが大きいがゆえに、一方当事者にはその確認がなされたものの（本調査報告書 26 頁）、他方当事者にはその確認さえもされず、弁明・弁解の機会が一切与えられませんでした。貴委員会が「性暴力」と認定し、かつ公表したことは、当職らとしては到底受け入れることができません。

本調査報告書は、中立性・公正性を欠如し、一協力者であったはずの中居氏に対し、犯罪行為をしたと断罪するに等しい事実認定を行い、その結果、中居氏の名誉・社会的信用を失わせただけでなく、その人格をも否定するような社会的制裁を受けさせる影響をもたらすに至っています。今回のような刑事手続に擬した「断罪」を行うことは、第三者委員会の権限を著しく逸脱しています。

（４）第三者委員会制度に対する信頼回復

当職らは、我が国の第三者委員会制度を、企業の組織風土を是正し、ガバナンスの統制の取れた経営体制に正すことにより、ひいてはステークホルダーの人権保護や権利保護に資するための、必要な社会基盤であると認識しております。貴委員会にも、同制度の発展に長年尽力されてきた委員が参画していることは十分承知しております。にもかかわらず、本件における貴委員会の対応は、中立性・公正性を旨とする本ガイドラインの理念から著しく逸脱していると言わざるを得ません。貴委員会の行った手続的瑕疵と名誉毀損行為を放置するならば、貴委員会のみならず第三者委員会制度そのものの正当性が疑問視され、社会的信頼が失墜する危険が極めて高いと憂慮します。過誤を過誤として認め、適正手続を実現することこそが、これまで委員各位が掲げてこられた理念を実現する唯一の道であると確信いたします。

本文書は、貴委員会を相手にするものであり、それ以外の個人・企業を目的とするものではないことを、改めて最後に申し上げます。

草々